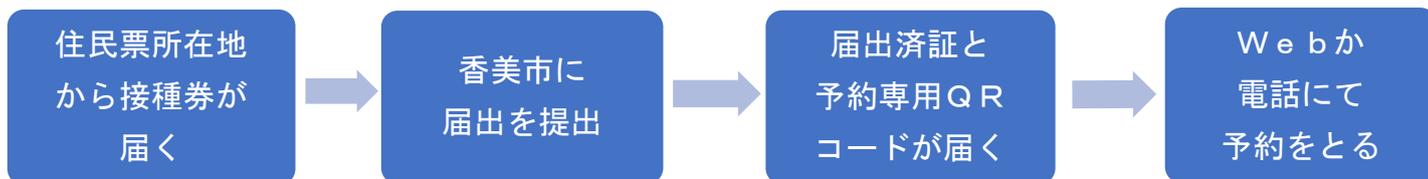


新型コロナワクチンの住所地外接種をご希望の方へ

新型コロナワクチンは、原則住民票所在地の市町村で接種を受けることとなります。

やむをえない事情で住民票所在地の市町村と実際に居住する市町村が異なり、実際に居住する市町村において接種を希望する場合は、住所地外接種届出を行う必要があります。

住所地外接種の流れ（香美市で接種する場合）



申請方法

①郵送申請

「住所地外接種届」と「接種券の写し（コピー）」を添付して、下記問い合わせ先住所に送付してください。

②窓口申請

香美市の窓口（本庁2階8番、香北支所市民生活班、物部支所市民生活班）に「住所地外接種届」及び「接種券（又は接種券の写し）」を提出してください。

※届出があった方には、後日住所地外接種届出済証を送付します。接種会場にて必要になりますので大切に保管をお願いします。

申請受付の開始について

現在、申請の受付はしておりません。受付の開始については、香美市のホームページにて掲載しますので、ご確認をお願いします。

接種時期について

国からのワクチン供給が大きく減少していることから、年齢の高い順から接種をご案内する予定です。基礎疾患がない10代～20代前半の方については、10～11月になる可能性もあります。住民票所在地等で早期の接種が可能な場合は、そちらでの接種をおすすめします。

<問い合わせ先>

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市新型コロナワクチン相談窓口

電話 0887-53-9005